

坂東まちづくり株式会社

第8回 通常株主総会 議案書

と き 令和5年5月29日(月)
午前11時00分から
ところ 坂東市観光交流センター
「秀緑」本蔵

第8回 通常株主総会 次第

1 開 会

2 代表取締役あいさつ

3 議 案

議案第1号 令和4年度 収支決算の承認について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第1号

令和4年度 収支決算の承認について

令和4年度坂東まちづくり株式会社の第7期収支決算については、別紙のとおりとする。

令和5年5月29日 提出

坂東まちづくり株式会社

代表取締役 圓崎 一也

決 算 報 告 書

(第 7 期)

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

坂東まちづくり 株式会社

茨城県坂東市岩井3351

貸借対照表

坂東まちづくり 株式会社

令和5年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
I【流動資産】	8,032,868】	I【流動負債】	510】
現金及び預金	5,884,750	未払金	510
棚卸資産	2,148,110		
未収入金	8	負債合計	510
		純資産の部	
			円
		I【株主資本】	8,032,358】
		1 資本金	50,000,000
		2 [利益剰余金]	[△41,967,642]
		(その他利益剰余金)	(△41,967,642)
		繰越利益剰余金	△41,967,642
		純資産合計	8,032,358
資産合計	8,032,868	負債・純資産合計	8,032,868

損 益 計 算 書

坂東まちづくり 株式会社

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

科 目	金 額	
I 【売 上 高】		円 0
II 【売 上 原 価】		
商品期首棚卸高	800,544	
製品期首棚卸高	1,347,566	
商品期末棚卸高	800,544	
製品期末棚卸高	1,347,566	0
売 上 総 利 益		0
III 【販 売 費 一 般 管 理 費】		58,164
営 業 損 失		58,164
IV 【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	58	58
経 常 損 失		58,106
税 引 前 当 期 純 損 失		58,106
当 期 純 損 失		58,106

販売費及び一般管理費

坂東まちづくり 株式会社

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

科 目	金 額
	円
通 信 費	17,614
支 払 手 数 料	550
租 税 公 課	40,000
合 計	58,164

棚 卸 資 産 の 内 訳

坂東まちづくり 株式会社

令和 5年 3月31日現在

科 目	金 額
	円
商 品	800,544
製 品	1,347,566
合 計	2,148,110

坂東まちづくり 株式会社

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

個別注記表

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

棚卸資産の評価方法

製品・半製品・仕掛品…………… 最終仕入原価法による原価法によっております。
商品・原材料・貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法によっております。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

無形固定資産

定額法によっております。ただし、のれんの償却については5年間の定額法により償却しております。
またソフトウェアは利用可能期間を5年とし、定額法により償却しております。

消費税等の会計処理方法

税込経理方式によっております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額 701千円

担保に供している資産

担保に提供している資産はない。

3 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	当期首株式数 (単位:株)	当期末株式数 (単位:株)
普通株式	1,000	1,000
合計	1,000	1,000

4 一株当たりの情報に関する注記

一株当たりの当期純利益

一株当たりの純資産額

一株当たりの純資産額 8,032円 35銭

一株当たりの当期純損失

一株当たりの当期純損失 58円 10銭

監査報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第7期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 5 年 4 月 28 日

監査役 田中 聡



監査報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第7期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年4月28日

監査役 白澤 航洋



